		（略）	第七十四条ノ五第二項 第一号及び第八十一条 第三項
二　障害年金証書ノ記号番号 三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ		（略）	（略）
タル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 一ノ二　個人番号又ハ基礎年金番号 二　障害年金証書ノ年金コード 三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 三ノ二　配偶者又ハ子ノ個人番号 四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2　前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 二　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類 三　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書		（略）	（略）
一　指定者ノ氏名、生年月日及住所 二　指定セラルル者ノ氏名、生年月日及住所並ニ指定者トノ続柄又ハ関係及指定ヲ変更セントスルトキハ前ニ指定セラ		（略）	第七十四条ノ六第一項
一　指定者ノ氏名、生年月日及住所 一ノ二　指定者ノ個人番号 二　指定セラルル者ノ氏名、生年月日及住所並ニ指定者トノ続柄又ハ関係及指定ヲ変更セ		（略）	（略）

		（略）	第七十四条ノ五第二項 第一号及び第八十一条 第三項
二　障害年金証書ノ記号番号 三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ		（略）	（略）
シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ年金コード 三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2　前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 二　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類 三　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設）